

消表対第244号  
平成26年5月16日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

各 都道府県等消費者行政主管部（局）長 殿

消費者庁 表示対策課長  
(公印省略)

「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な  
表示等に該当するものの指導の根拠等について

消費者庁は、昨年12月に、いわゆる健康食品の広告等について、どのような広告等が景品表示法上の不当表示（優良誤認表示）として、又は健康増進法上の虚偽誇大広告として問題となるおそれがあるのかということについて、具体的な表現例や、これまでに景品表示法及び健康増進法において問題となった違反事例等を取りまとめ、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（別添1）として公表しました。

今般、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、厚生労働省及び消費者庁は、食品表示に関する指導において、無承認無許可医薬品として取締りの対象とならない「明らかに食品として認識される物」の範囲及び虚偽誇大広告に該当する指導の根拠等を周知徹底することとされています。

つきましては、「明らかに食品として認識される物」の範囲について厚生労働省が発出した「無承認無許可医薬品の監視指導について」（別添2）を周知するとともに、虚偽誇大広告に該当する指導の根拠等について別添1を改めて周知いたしますので、よろしく願いいたします。

以上